

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）〔第一条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（議員の定数）</p> <p>第四条 衆議院議員の定数は、<u>四百人</u>とし、そのうち、<u>二百七十人</u>を小選挙区選出議員、<u>百三十人</u>を比例代表選出議員とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（衆議院議員の選挙区）</p> <p>第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別に法律で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、<u>第一項に規定する法律で定める選挙区が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域に</u></p>	<p>（議員の定数）</p> <p>第四条 衆議院議員の定数は、<u>四百八十人</u>とし、そのうち、<u>三百人</u>を小選挙区選出議員、<u>百八十人</u>を比例代表選出議員とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（衆議院議員の選挙区）</p> <p>第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、<u>別表第一</u>で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>別表第一に掲げる行政区画</u>その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、<u>別表第一が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。</u></p>

よる。

6 (略)

(新聞広告)

第四百四十九条 (略)

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数(十九人)を超える場合においては、十九人とする。以下この章において同じ。)に依りて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を超えて、選挙に関する広告をすることができぬ。

3 6 (略)

附則

(削る)

6 (略)

(新聞広告)

第四百四十九条 (略)

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数(二十八人)を超える場合においては、二十八人とする。以下この章において同じ。)に依りて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を超えて、選挙に関する広告をすることができぬ。

3 6 (略)

附則

8 別表第一中長野県木曾郡及び岐阜県中津川市の区域並びに別表第二中長野県及び岐阜県の区域(地方自治法第七條第三項の規定により長野県木曾郡山口村を廃止し、及びその区域を岐阜県中津川市の区域に編入する都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更をする総務大臣の処分に係るものに限る。)については、第十三條第三項本文及び第五項の規定は、適用しない。

別表第一 削除

別表第一 (略)

別表第二(第十三条関係)

選挙区	議員数
北海道	六人
東北	十人
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	
北関東	十四人
茨城県	
栃木県	
群馬県	
埼玉県	
南関東	十六人
千葉県	
神奈川県	
山梨県	
東京都	十三人
北陸信越	八人
新潟県	

別表第二(第十三条関係)

選挙区	議員数
北海道	八人
東北	十四人
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	
北関東	二十人
茨城県	
栃木県	
群馬県	
埼玉県	
南関東	二十二人
千葉県	
神奈川県	
山梨県	
東京都	十七人
北陸信越	十一人
新潟県	

四 山 広 岡 島 鳥 中 和 奈 兵 大 京 滋 近 三 愛 静 岐 東 長 福 石 富
国 口 島 山 根 取 国 和 良 庫 阪 都 賀 畿 重 知 岡 阜 海 野 井 川 山
県 県 県 県 県 県 歌 山 県 府 府 県 三 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県

四人

八人

二十一
人

十五
人

四 山 広 岡 島 鳥 中 和 奈 兵 大 京 滋 近 三 愛 静 岐 東 長 福 石 富
国 口 島 山 根 取 国 和 良 庫 阪 都 賀 畿 重 知 岡 阜 海 野 井 川 山
県 県 県 県 県 県 歌 山 県 府 府 県 三 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県

六人

十一
人

二十九
人

二十一
人

徳島県
香川県
愛媛県
高知県

九州

福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。

十五人

別表第三（略）

徳島県
香川県
愛媛県
高知県

九州

福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。

二十一人

別表第三（略）

二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）〔第二条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（改定案の作成の基準）</p> <p>第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数を人口に比例して各都道府県に配当した数とする。</p>	<p>（改定案の作成の基準）</p> <p>第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>（新設）</p>